

カテゴリー：7.リハビリと介護予防

【演題名】理学療法士による在宅医療の質向上支援

【演者名】中村亮太、沼沢祥行、町山裕美、山口朱見、川越正平

【所属】松戸市在宅医療・介護連携支援センター

【目的】

リハビリテーション（以下：リハ）の提供には医師の指示が必要である。例えば脳梗塞で入院すれば医師が指示を出し、リハが開始される。しかし、一度リハが途切れた患者や、リハが提供された経過のない患者に関し、リハが必要になったことに主治医が気が付くとは限らない。松戸市在宅医療・介護連携支援センターでは、在宅医療の質向上を目的に、理学療法士(PT)が医師の訪問診療に同行してアセスメントを行っている。

【方法】

PT1名が訪問診療に同行し、5分程度の時間で、身体機能の評価や住居環境の確認を行い、その前後で、自宅内での活動量・外出の頻度・転倒歴・介護負担・利用しているサービス内容を可能な限り把握し、リハの適応・ゴール予測・具体的なサービスの提案について主治医と共有した。

【結果】

平成30年4月から12月まで22件実施した。PTが評価した結果、①5例が介護保険サービスを現に利用しており利用方法も適切、②5例がサービスを現に利用しているが不足ないし不適切、③12例がサービス利用なしであった。②には、身体機能と実生活に適合しないサービス提供例や、転倒の危険性がある環境への介入の不足例があった。②、③については具体的サービス提案をおこなったが、実際に導入に至ったのは1件のみであり、本人や家族の拒否や金銭面が主な要因であった。

【考察】

PTによる評価により新規にリハの導入が推奨される事例や、すでに導入されていても内容の見直しが必要と判断される事例が一定数存在することが確認され、在宅医療の質向上にリハ職の専門性が必要であることが示唆された。一方で、実際の導入に一定の障壁があることや、短時間で専門的評価を行う方略の必要性も明らかとなった。今後は訪問診療同行のみならず、グループホーム居住者や外来患者の評価経験も重ね、在宅医療の質向上にリハ専門職が貢献するノウハウを蓄積する必要があると考えられた。

(784字)